

令和2年度

第2回 理 事 会 議 事 録

日 時：令和2年10月29日（木）15：00

場 所：豊浦町社会福祉協議会 会議室

会 議 日 程

1. 開 会

2. 報 告

3. 議 長 選 任 (定款 30 条) 氏 名 長谷川 幹雄

4. 議 事

- 報告第 1 号 会長の職務執行状況の報告について
報告第 2 号 令和元年度社会福祉充実残額の計算結果について
報告第 3 号 令和 2 年度事業経過報告について
報告第 4 号 令和 2 年度定期監査 (第 1・第 2 四半期) の結果について
報告第 5 号 新型コロナウイルス感染症で失業・減収した方への生活福祉資金の貸付状況について
議案第 1 号 社会福祉法人豊浦町社会福祉協議会役員及び職員旅費支給規程の一部変更について
議案第 2 号 嘱託職員及び臨時職員の給料等の支給に関する要綱の一部変更について
議案第 3 号 豊浦町社会福祉協議会事務局職員の退職手当の支給に関する規則の一部変更について
協議第 1 号 予算外の固定資産及び物品の購入について

そ の 他

今後の会議、行事等の予定

- ① 全道社協監事研修 11月5日 札幌市
- ② 全道社協役員研修 11月6日 札幌市
- ③ 地域支え合いに関する勉強会 11月12日、12月3日、14日
(豊浦町地域支え合いまちづくり委員会)
- ④ 歳末慰問金の配布 12月24日頃 (共同募金委員会)
- ⑤ おせち料理の配布 12月30日
- ⑥ その他

福祉関連物品の寄贈收受

一般社団法人生命保険協会苫小牧協会より、北海道社会福祉協議会を通じて福祉関係事業に使用する機材等の寄贈 (20万円以内) の申し入れがありましたので、次の物品の申込をしました。

※サーモマネージャー (スタンド式顔投影による検温器) 2台 20万円弱

その他

5. 閉 会

会 議 録

1. 日 時 令和2年10月29日(木) 14:55 開会 16:00 閉会
2. 場 所 豊浦町社会福祉協議会 会議室
3. 出席者 長谷川 幹雄、高橋 澄久、栗山 明男、春日谷 賢一
西 憲義、阿部 満、大野 純一、中川 百合子
安田 宏一、佐々木 雪江
- 監 事 前野 俊春
欠 席 者 仲田 駿介、林 哲彦、長田 智津子、武田 貴博、河合 旬
- 事 務 局 高橋幸一、塚田 浄、細木克悦
4. 議 長 長谷川 幹雄
5. 議事録署名人(監事) 前野 俊春

会議の経過

(開会宣言)

- 事務局長 ご案内の時間となりましたので、これより、令和2年度第2回理事会を開催させていただきます。最初に参加者数の確認をさせていただきます。理事数14名のうち只今出席をいただいているのは10名でございます。定款第31条第1項に定める過半数を超えておりますので会議は成立をいたしております。次に本日初めて理事会に参加をいただいている理事さんがいますので私の方からご紹介をさせていただきます。今まで大和の豊浦豊和会から選出し出席をいただいております神山さんに代わりましてこの度安田宏一さんが理事に就任をいただきましたのでご紹介いたします。よろしくお願ひします。
- 安田理事 豊浦豊和会の安田です、どうぞよろしくお願ひします。

【議長選出】

- 事務局長 ありがとうございます。それでは議案に従いまして進めさせていただきます。最初に議長の選出でございますけれども、本日議長については長谷川副会長の方をお願いしたいと思ひますがよろしいでしょうか。
- 理事全員 はい。
- 事務局長 ありがとうございます。それでは議長については長谷川副会長に進行していただきますのでよろしくお願ひします。
- 長谷川副会長 ~挨拶~

報告第1号 会長の職務の執行状況の報告について

議長 それでは進めさせていただきます。報告第1号会長の職務執行状況の報告について事務局よりお願いいたします。

事務局長 それでは議案書の2ページをご覧ください。報告第1号職務の執行状況の報告でございます。社会福祉法第45条16第3項及び定款第21条第4項の規定によりまして会長の職務の執行状況についてご報告をするものでございます。報告の期間につきましては本年5月1日から9月30日までとなっております。職務執行状況の概要でございますが、皆さんご承知の通り2月になりました、新型コロナウイルスというものが感染いたしましたして徐々にそれが拡大、全国に広まっていったというような中で、やはり感染予防のための対策が必要であるという観点から本会の大きなイベントであります6月の「ふれあい健康づくりスポーツ大会」並びに9月の「ふれあい広場健康まつり in 公民館」事業については大変残念でございましたが、町民の皆さんの感染予防のためやむなく中止としたところでございます。また、事業報告並びに決算報告をご審議頂く理事会及び定時評議員会についても、会場に集まることによる密な状態になるということから書面決議といたしまして、皆様方に議案を送付し決議をお願いしたところでございますが、ありがたいことにすべての件についてご同意ご承認いただき、本年度の事業の実施に入ってきたというような状況です。ただ、5月6月になってから感染対策の方法などもある程度行き渡り、さらには当初マスクや消毒液が全然店頭にないという状況からある程度店にも並ぶようになってきたというようなこと。さらには町民の皆様にも感染予防のための意識が広がっていったということから今まで行っておりましたいきいきサロンあるいは地域サロンさらには社協が関わっております福祉団体の活動についてもほぼ停止状態によりましてお年寄りの皆さんからさびしいとか身体が動かなくなってきたとかお話もございまして、再開の時期を探っていたところですが、ある程度感染対策の対応が可能になってきたことから6月からいきいきサロンそれから地域サロン等再開をしております参加者から大変うれしいという声をいただいており私どもとしてもうれしく思っているところでございます。コロナ関連の様々な状況については以上のようなことですが、そのほかの会長の職務の状況でございます。だいたいこれまでも概ね週1回程度だいたい月曜か火曜日頃に事務所に来ていただいて決裁処理をしたり、色々な事務事業の実施に関する報告連絡相談、いわゆる報連相を行いまして指示をいただいて事務事業の円滑な運営に努めていたところでございます。しかし、先ほど長谷川副会長からお話がありましたように、8月中旬になりまして、自宅周辺を歩いていた時に転んで足を骨折したことから札幌の病院に入院・手術を行いまして、その後石狩のリハビリを行う大きな病院に転院をいたしましてリハビリに取り組んでおりました。この文書では現在進行形のような形になっておりますが、実は10月16日にリハビリの病院を退院いたしましたして17日に礼文の自宅にお帰りになっております。ただ先ほどお話ありましたように寒さ暖かさや術後ということで動く痛いということもありまして、寒くもなっておりますので体調を崩されても困りますので、もう少し静養していただくというようなことで今日の会議については申し訳ないけど欠席をさせていただきますということで皆さん方にはよろしくお伝えくださいと言付かっております。なるべく早く快方に向けて頑張って会議にも出れるように頑張るのでそれまで皆さん方にはよろしくということでしたので、ご理解のほどよろしくお願ひします。次のページ3ページですけども、こちらにつきましては会長専決事項ということで会長に委任されている業務の執行状況ですけどもこの右端の専決件数でなしという表示がついているラインについては特になかったということです。また●がついてる部分については業務があったということで決

裁等を行っているという状況です。9号の寄付金の受入れの決定ですが、こちらについては4名の方から7件の寄付をいただきました。大変ありがたいことでお礼を申し上げたいと思います。あと欄外に会議・行事等の日程を書いておりますけども5月12日に第1回理事会、14日の評議員選任・解任委員会、27日の定時評議員会、これらについてはいずれも書面決議ということで対応させていただきました。また、7月13日には正・副会長会議を開きましてふれあい広場の件をご協議頂きまして中止となりました。7月28日第1四半期監査、9月24日には共同募金委員会の理事会。9月27日には母子会の交流レクというようなことでそれぞれ社協の方で対応させていただいている状況です。以上報告1号終わります。

議長 ありがとうございます。報告1号を今説明していただいたんですが、5号まで説明した後に質疑を受けたいと思いますので、次の説明をお願いします。

報告第2号 令和元年度社会福祉充実残額の計算結果について

事務局長 それでは4ページをご覧ください。報告第2号です。令和元年度社会福祉充実残額の計算結果についてでございます。令和元年度会計収支決算に基づく社会福祉法第55条の2第1項に定める社会福祉充実残額の計算結果について報告するものでございます。計算結果については充実残額は生じなかったということでございます。この社会福祉充実残額の制度につきましてはもう今回で3回目の報告となりますけども、この枠の中に書いてありますが、内部留保が多額な社会福祉法人について一定額を社会福祉のために再投下しなさいというようなことでございまして、計算の方法につきましては下の方に書いておりますけども、社会福祉施設を保有する法人と保有していない法人とで計算の仕方が違いますので一概に他の法人と比べる事ができませんけども、当社協の場合は、福祉施設を保有していない法人ということですので、計算の仕方としてはここに書いてある通り資産から負債を引きまして、基本金・運営に必要な財産、それから1年分の運転資金を差し引きますと、残りがあれば福祉充実残額となりますが、当会の場合は逆にマイナスということですので、充実残額は生じなかったということでございます。

報告第3号 令和2年度事業経過報告について

事務局長 次に5ページですけども、報告第3号令和2年度事業経過報告についてでございます。令和2年4月から9月までの事業の実施経過についてのご報告をするものでございます。報告については塚田係長の方からお願いします。

塚田係長 それでは別紙の議案等説明資料をご覧くださいと思います。1ページになりますけども、事業経過報告書ということで事業経過の概要ですが、基本方針で定めた町民と協働して積極的に地域福祉活動を推進する(いわゆる「共助」)の目標のもと、高齢者や障害のある方などが、地域で安心な暮らしをおくれるよう、新型コロナウイルス感染症予防に留意のうえ、サロンの開催、相談支援事業の拡充など、福祉関係者・諸団体の支援をいただきながら、各種事業を推進しております。報告の期間につきましては、令和2年4月から9月までです。下の方に主な事業の実施状況を載せてございます。①有償ボランティア制度運営事業ということで、高齢や身体的なことで日常生活の動作に困難をきたしている人とお手伝いができるボランティアとをマッチングをさせることにより、地域での安心な生活継続に資する。また、低額の謝礼を行うことにより、依頼者の精神的な負担の軽減と、ボランティアの活動意欲の向上につなげるものでございます。町内の広報により活動に参加するボランティアの募集を行っております。また、事業内容について町内への周知を行いました。ボランティアの登録人数ですが24人。内訳は女性14人、男性10人です。利用状況ですが、3人10回ということで、家事支援が中心となります。こちらにつきましては要支援未満の方ということで、要支援以上につきましてはその次のページの⑩

の方に記載しておりますので、あとでご説明させていただきます。それから②介護業務担い手確保緊急対策事業ということで、介護有資格者の育成と町内への就労・定住を進めるため、資格取得講習の費用の助成を行う事業内容について、町内への周知を行っております。利用者につきましては現時点ではおりません。こちらにつきましては新型コロナウイルスの影響もありまして介護教室に通うということに少し抵抗があるという方もいらっしゃったという声を聞いているところです。それから③ふれあい広場・健康まつり in 公民館、共に助け合える明るいまちづくりと福祉活動や公民館活動に対する理解を深めるために福祉関係団体・機関の協力のもと、9月26日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染予防対策が困難であることなどにより中止となっております。④障害者・児相談支援事業。障害福祉サービス等の利用計画作成のお手伝いを行い、必要な援助を行っております。担当職員が2名です。担当利用者数ということで、こちらは成人の方が27人、それからお子さんが6人ということで合計33件の契約件数となっております。それから⑤配食サービス事業ということで4月から9月までの実利用人数ですが、12人、延べ配食日数が72日、延べ配食数が471食となっております。次のページにまいりまして⑥福祉団体事業関係です。高齢者クラブ連合会につきましては会議以外の行事は中止となっております。それから身体障害者福祉協会ですが、理事会を1回開催。それから睦会母子会ですけれども、9月27日に交流レクリエーションということで5名参加しております。それから遺族会につきましては護国神社の参拝等行事はすべて中止となっております。それから高齢者事業団ですが、日常的な経理事務を行いました。それから共同募金委員会ですが、寄付金付きご当地バッチということで今年度もホタテマスクのピンバッチの頒布を行っております。日赤豊浦分区につきましては行事がありません。それから⑦外出支援サービスモデル事業ということで介護事業における通院移送サービス事業を補完し、送迎を通じて利用者の在宅生活維持を図るものでございますが、利用者数が6名、利用回数が15回、主に室蘭市の製鉄病院、大川原病院、伊達市のミネルバ病院ほかという実績となっております。それから⑧いきいきサロンの開催及び地域サロンの実施支援ということで3地区市街地区大岸地区礼文華地区においていきいきサロンを5月から再開するとともに、7自治会の5地域サロンについても6月より順次再開したので、必要な支援をしているところでございます。⑨生活福祉資金貸付事業ということで通常的生活福祉資金の取り扱いはありませんでした。が、新型コロナウイルス感染の影響による減収等により、生活費に不足する方へ特別に貸付を実施した生活福祉資金の特例貸付の取り扱い状況につきましては、次のとおりということで、こちらにつきましては報告第5号で詳細に説明をさせていただきたいと思っております。それから⑩介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みということで、介護保険制度における要支援認定者及び要支援認定者に準ずる方に対する生活支援対策としまして、ボランティアによる訪問型サービス実施グループを組織化するとともに、地域サロンを実施している自治会に対しても、制度の説明と通所型サービス実施者への移行を推進しております。訪問型サービス実施グループにつきましては1団体24名活動回数が57回。通所型サービス実施サロンにつきましては3サロンという実績でございます。それからその次のページ2-2というところをご覧いただきたいと思っております。月別受託事業の報告書になります。⑪食事宅配サービスということで、こちらにつきましては食事の調理とか配達を豊和会さんに委託してお願いをしているところでございますが、週3回月水金曜日の昼食にお弁当を配達しているものです。実績でございますが、前年度比べまして今年度につきましては対象人数、食数について減少傾向というところで、マイナス29%という実績でございますが、こちらにつきましては

は利用されている方の入院ですとか入所という理由によるものでございます。
②除雪費用助成事業につきましては高齢や病気等で除雪をすることが困難な
独居高齢者及び高齢者夫婦世帯、障害者世帯で、町民税非課税世帯を対象に、
除雪費を支払うための費用に対して1世帯3万円を上限に助成するものでござ
います。こちらにつきましては12月から3月までの事業ということでこれ
からの事業になりますが、現時点で39件の申請を受けているものでございま
す。それからその次のページ2-3から2-6までになりますけども、こちらに社
会福祉協議会それから各福祉団体の事業経過報告につきまして詳細に記載し
ておりますのでご一読いただければと思います。事業経過報告につきましては
以上です。

報告第4号 令和2年度第1四半期及び第2四半期会計監査の実施報告について

事務局長 それではまた議案書の方に戻ってきまして6ページです。報告第4号令和2年
度第1四半期及び第2四半期会計監査の結果報告でございます。定款第22条
の定めによりまして監査を受けましたので、その結果を報告するものでござ
います。なお、第1四半期7月28日に実施しておりますけど、これまでご報告
する機会がございませんでしたので、今回1と2期含めてのご報告とさせてい
ただきます。監査を受けた日でございますが、第1四半期につきましては7月
28日、第2四半期分につきましては10月13日にそれぞれ受検をしてお
ります。出席者といたしましては監事の河合旬さん、それから本日お越しいた
いておりますが前野俊春さん2名の監事さんをお願いしております。事務局か
らは、私と浅野主任、それから細木主事の3名で対応させていただきました。
結果でございますが、いずれの期におきましても事業実施状況及び会計処理に
ついては適正とお認めいただきました。ありがとうございます。それでは予
算の執行状況につきまして簡単にご説明させていただきますので、また説明資
料の方に戻ってきまして、3ページの横型の表になりますけども、予算執行状
況表でございます。こちらについてでございますが、まず一般会費につきまし
てはほぼ予定の金額まで入金をしております。また、特別会費につきましても
千円残っておりますけどもほぼ100%の入金ということで皆様方のご協力
に感謝を申し上げたいと思います。また、次の寄付金でございますけども、こ
ちらは先ほどの会長の職務状況にもありましたが4名の方から496,972円の
寄付をいただいております。ただこの内予算額の隣にございます執行済額これ
は第1四半期までの執行済額ですが、180,000円の寄付となっておりますが、
こちらにつきましては、お一人の方から今回の新型コロナウイルスの関係でひ
とより親世帯の方については特に生活が困窮されているのではないかと
いう非常に厳しいご心配をされておまして、その方々に何とか支援をしたい
ということで1世帯につき1万円の寄付をいただきました。18世帯分として
180,000円の寄付をいただいております。これについては支出の方でも出て
きますのでその時に説明させていただきます。なお、この現金のほかに米10キ
ロそれぞれ1世帯に寄付もいただいたということで多額の寄付に本当にあり
がたく思うところでございます。それから3ページ中段からちょっと下にな
りますが、都道府県社協受託金収入という欄がございます。こちらについては9
月末で78,150円の入金となっております。これにつきましては通常は生活福
祉資金とか日常生活自立支援事業の取り扱いに応じて道社協の方から割当
で年度末近くに交付されてくるお金ですが、今回につきましてはこのコロナウ
イルス関連で先ほどの生活福祉資金の特例貸付に対する照会だとか実際の貸付
の受付取次の業務が増えた。それに対応する職員も感染リスクを負いながら業
務を行っているということに鑑みて特別に交付されたということで78,150円
入金となっております。また今後についてもまだ業務が続いておりますので、
この後も交付されるのではないかと思います。これについては道社協の財源

の範囲内での交付ということですので、金額については今のところわからないというような状況となっております。それから5ページですが、中ほどにある貸付金支出でございますが、こちらは当会のたすけあい金庫の貸付の状況でございますが、9月末までに3名の方に140,000円貸付けております。3名の方いずれもコロナウイルス関連で仕事のシフトが減らされて給料が減ったということで一時的に生活費が不足したので貸付を受けたいということで申請があったものでございます。そのうち2件についてはすでに返済が終わっております、お一人の方についてちょっと残っているというようなところでございます。それからこの表のずっと下の方になりまして、下から7行目、06のひとり親世帯支援金、こちらが先ほど言いましたひとり親世帯の支援のための寄付ということで180,000円をいただいたものをそれぞれ対象の世帯にお渡しをしたというような状況です。対象の世帯については年末に行います歳末慰問金の支給対象者に交付をしたというような状況になっております。6ページにまいりましてまず、事業活動の収支差額でございますけれども、9月末時点では13,875,914円となっております。昨年の同期から見ますと約118万ほど資金の余剰があるということでこれについては事業や会議等の出張が無くなりまして事業も行っていないというようなことで支出が減ったということが大きな要因となったと理解しております。それからこの表の中ほど施設整備の関係ですけれども、固定資産の取得の関係で70,312円の支出となっておりますけれども、こちらにつきましては障害者並びに障害児の相談事業にそれぞれ個人ごとにファイルを作りますが、そのファイルの適正な管理のためにロッカーを購入いたしまして、そこにすべて収納して保管しているということで7万円支出しております。これについては町の方から半額補助が出ることになっておりましてこれについては年度末に補助金の清算を行うこととしております。以上のような状況から9月末第2四半期までの収支のキャッシュフローの状況ですけれども、7ページ下から3行目当期資金収支差額では13,805,562円でございます。前期末からの繰り越しで5,546,317円でございます。ということで、現在の第2四半期末の状況としては19,351,879円のキャッシュフローとなっているという状況でございます。以上になります。

議長 続いて報告第5号の方もお願いします。

報告第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に関連して実施した生活福祉資金【特例貸付】の貸付状況について

事務局長 それでは次に議案書に戻っていただきまして7ページですが、報告第5号新型コロナウイルス感染症の影響に関連して実施した生活福祉資金【特例貸付】の貸付状況でございます。新型コロナウイルスに関連した休業により収入が減少・途絶する方に対する生活福祉資金制度の対応についてということで、2月28日に厚労省から事務連絡が出ておりまして、これにより各都道府県市町村の社協を通じて生活福祉資金の特例貸付を実施したというところでございます。当初は7月までの期間でしたが、それが9月まで延長され、さらに今回12月まで受け付けるということで、2度の延長を行っております、現在12月末までの受付で相談を受けているというような状況です。緊急貸付の状況ですが、今回は9月末までの貸付の状況についてご報告をいたします。緊急小口資金の貸付対象はここに書かれておりです。貸付限度額ですが、1世帯につき1回に限り20万円以内ということになっております。償還期間は1年据え置きのうち2年をかけて償還するというような状況で、利子は無利子となっております。取扱件数ですが、3月から9月までの間で17件貸付けております。内訳としては給与収入の方が11名、個人事業者の方が4人、その他2人となっております。給与収入の中ではやはりホテル観光業の方がちょっと多く申請しているところです。それから個人事業者の方では最近色々と個人でお

店を開いて事業をやっている方とか、いろんな教室を開いている方とか、そのような方が申し込みをしている状況です。貸付金の総額では3,100,000円となっております。それからもう一つ総合支援資金の生活支援費ですが、こちらの貸付限度額ですが、こちらについては単身世帯が月額15万円以内の3か月以内となっております。状況によってはその後3か月延長できることになっております。2人以上の世帯については20万円以内の3か月以内。こちらも3か月の延長ができるとなっております。償還期間は据え置き1年でその後10年をかけて償還をするということで期間中は無利子ということになっております。取扱件数ですが、貸付件数が11件、給与収入の方が8人、個人事業主の方が2人、その他の方が1人となっております。ただ、11人のうち7人は上の緊急小口との重複ということになっておりまして、借り入れがちょっと多くなっているというような状況です。貸付の総額ですが、3,225,000円となっております。こちらについては償還免除の規定もございまして、来年から償還が始まるのですが、その時点においてもコロナウイルスの影響が出る以前の収入よりも減収が続いており、さらに、市町村民税が非課税の方については償還免除できるという規定が盛り込まれております。ただ、どのように免除していくのか具体的な詳細が決まっていますので、還さなくてもいいという意識が独り歩きしているきらいもありますが、そのようなこともありますのでなるべくなら借りてくださいと借り入れ条件にある人は借りてくださいと国とかでは宣伝しておりますけども、現場では還すことも考えた借り入れということでもちょっとこちらも対応しているというような状況でございます。今月にも3人ほど申し込みが来ておりますけども、12月まで期間がありますので、またその時になったら次の会議の時にでも状況を報告したいと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。報告の1号から5号まで続けてご説明願いましたがその中で何かご質問等ありましたら受けたいと思っております。

安田理事 はい。

議長 安田理事をお願いします。

安田理事 説明資料の7ページの予算執行状況表の最後の所ですが、予算額の当期資金収支差額合計と前期末支払資金残高を足しても19,038,456円にならないのではないかと。数式が間違っていると思いますので修正をお願いします。

事務局長 計算式を修正します。ありがとうございます。

議長 その他何かありますか。無いようでしたら議案に進みます。また最後に質問を受けたいと思っておりますのでよろしいですか。

理事全員 はい。

議長 それでは議案に進みたいと思っております。議案第1号社会福祉法人豊浦町社会福祉協議会役員及び職員旅費支給規程の一部変更についてご説明をお願いします。

議案第1号 社会福祉法人豊浦町社会福祉協議会役員及び職員旅費支給規程の一部変更について

事務局長 はい。それでは議案書の8ページをご覧ください。議案第1号社会福祉法人豊浦町社会福祉協議会役員及び職員旅費支給規程の一部変更についてでございます。社会福祉法人豊浦町社会福祉協議会役員及び職員旅費支給規程の一部を次のように変更したいので承認を求めるものでございます。1番下の変更の理由でございますが、文言を整理するとともに、準拠しております豊浦町旅費条例に定めている食卓料の支給を新たに定めるものでございます。この食卓料とは船とか飛行機で夜間にかけて移動する場合に支給されるものでございまして、今まで当会の旅費支給規程にはなかったものでこれを新たに加えるということでございます。それでは変更の本文の朗読は省略いたしまして、こちらの説明資料の8ページの新旧対照表を作っておりますのでこちらをご覧くださいと思います。旅費支給規程の一部変更新旧対照表ですけども、まず第7

条の車賃ですけれども変更点といたしましては、今までは陸路を旅行する場合についてはバス賃を支給するというようになっておりましたが、バス路線が無いところがあるということから路線バスが利用可能な場合はバス賃を支給すると明示いたしまして、それ以外については車代を定額によって支給するという形にしております。変更後の条文では車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行について路線バスが利用できる場合には、バス賃を支給する。ただし、用務の必要上これにより難しい場合は、別表1に定める定額またはその要した実費額による。ということでございます。次に第8条の日当でございますが、第8条第2項の（1）こちらについては、日当を支給しない場合の旅行について職員という文言を明示したものでございます。実は豊浦町一円、伊達壮瞥洞爺湖町、それから後志の留寿都村真狩村ニセコ町蘭越町黒松内町、それと渡島の長万部町、こちらについては豊浦町周辺地域と呼んでおりました、ここに日帰りで旅行する場合は職員の場合は日当は支給しないとなっております。そのようなことから現行の規程では職員という文言が出ていないものですから、変更後では頭に職員がとつけております。他の役員さんがこのような地域に出張する場合については通常通り日当が支給されるということでございます。それから変更後の第10条食卓料ですが、こちらについては先ほどお話ししましたように新たに定めるものでございます。条の番号がそれぞれ第10条に食卓料が入ったためそれぞれ現行の10条11条を11条12条に繰り下げたということでございます。附則として変更後の規程は12月1日から実施するものでございます。9ページには別表1について変更前と変更後の別表を掲載しているものでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。では議案第1号について何か質問ありますか。質問が無いようなので承認とみなしてよろしいでしょうか。

理事全員 はい。

議長 ありがとうございます。こちらの承認をいただきました。それでは議案第2号嘱託職員及び臨時職員の給料等の支給に関する要綱の一部変更について事務局より説明願います。

議案第2号 嘱託職員及び臨時職員の給料等の支給に関する要綱の一部変更について

事務局長 それでは議案書の9ページ、10ページに行きます。議案第2号嘱託職員及び臨時職員の給料等の支給に関する要綱の一部変更について次のように変更したいので承認を求めるものでございます。10ページになりまして、1番下でございますけれども変更の理由でございます。令和2年4月1日の地方公務員法の改正により、これまで嘱託職員や臨時職員を定数外職員と規定されておりましたが会計年度任用職員と改められ、給料の他に通勤・時間外勤務・期末の各手当も支給されることとなったことから、これに準じて当会のこの要綱を変更するものでございます。それでは変更の本文については見づらいためこちら新旧対照表でご覧いただきたいと思います。13ページになります。第1条の目的は変更ございませんが、第2項を新たに追加するものです。主な変更点ですが要綱に定めた事項以外の要綱運用のための準用する条例等の規定を新たに定めたものでございまして、朗読いたしますと第2項この要綱に定めるもののほか、嘱託職員等に係る給料等に関する必要な事項は、豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び、会計年度任用職員に関する関係規則等（以下「会計年度任用職員」という。）に定める事項を準用する。というものでございます。それから現行の第2条以降を繰り下げまして新たに第2条といたしまして、給料等の種別を新たに明示したものでございます。定義といたしまして第2条この要綱において給料等とは、給料及び通勤手当・時間外手当・期末手当をいう。というようなものでございます。それから第3条ですが、こちらについては呼び方を変更したものでございます。これまで嘱託職員と言

っていたものをフルタイム職員。それから臨時職員と言っていたものをパートタイム職員といたしました。また、臨時職員については日額としておりましたが、パートタイム職員については日額又は時間給という形でそれぞれ勤務形態によりまして、給料の支給の仕方が変わってくるということでございます。それから第3項ですが、こちらも臨時職員と言うものをパートタイム職員に変更いたしました。それまで日給だけだったものが時間給というものが生じるということで、勤務した日数又は時間に乗じてそれぞれ給料を支給するというものでございます。それから現行の第3条の手当でございまして、嘱託職員等については通勤手当・超過勤務手当を支給するというものを見出しの文言を変更いたしました。通勤手当及び時間外手当と見出しを変更し、内容につきましても通勤手当及び時間外手当の支給に関しては会計年度任用職員の例に準ずる。ということで内容を変更しております。第4条の賞与でございまして、これを新たに5条といたしまして、文言を期末手当と変更しております。嘱託職員等については賞与を支給するというものを期末手当を支給すると変更しております。また第2項では従前は12月1日を基準日といたしまして、12月10日に賞与を支給するとしておりましたが、こちらについては町の会計年度任用職員に準じまして、期末手当は6月1日及び12月1日をそれぞれ基準日といたしまして6月30日及び12月10日に支給する。としております。また、支給割合につきましても従前は給料の1か月としておりましたが、今回からは給料の100分の130を6月と12月に支給するとしております。ただし、嘱託職員についてはいろいろな事情を考慮いたしまして、100分の130以内で会長が別に定めるとしてあります。今のところは100分の100というようなことで進めさせていただければと考えております。それから第3項を分割して第4項を新たに作りまして、こちらについては6月1日及び12月1日基準日前の在職期間に応じて支給する期末手当を減額するわけですが、それを項の順番を下げまして新たに記載したものでございます。内容については変更ございません。後5項として臨時職員をパートタイム職員と変更したものと、従前は臨時職員の場合はこの基準日前の月数を3か月の平均としておりましたが今回からは6ヶ月の平均の金額を基準とするとしております。内容の変更は以上でございまして、この変更後の要綱については今年の4月1日から適用するとしております。以上でございまして。

議長 ありがとうございます。議案第2号については豊浦町の嘱託職員を会計年度任用職員と、臨時職員をパートタイム職員と文言の変更と、条文が増えたという内容の改定ですが、これについて何か質問ございますか。

理事全員 ありません。

議長 ありがとうございます。それでは議案第2号は承認されたものとみなします。次の議案に移ります。議案第3号豊浦町社会福祉協議会事務局職員の退職手当金の支給に関する規則の一部変更について説明願います。

議案第3号 豊浦町社会福祉協議会事務局職員の退職手当金の支給に関する規則の一部変更について

事務局長 はい。それでは議案書11ページになります。それから説明資料では17ページになります。議案第3号豊浦町社会福祉協議会事務局職員の退職手当金の支給に関する規則の一部を次のように変更したいので承認を求めます。提案の理由でございまして、現在当会の職員については北海道民間社会福祉施設職員共済組合というものに加入しておまして、そちらで退職金については一元管理という形になっております。この共済会の出資や掛金を掛けて積み立てて将来の退職金の支給に備えるわけですが、本会のこの規則がその出資金の比率が数値で記載されておまして、この数値については時たま変更されております。現に今規則に定めている数値よりも下がっておりますが、いつ

かの時点で変更を忘れてそのままになっていたということでございますので、今後もこのような変更があった場合に変更漏れを防ぐためにこれまで数値でもって表記していたものを文言表記に変更したいということでございます。変更の理由では出資金の率が数値で表記されており、出資金率の変更による規則の変更漏れを防ぐため、数値表記から文言表記に変更する。また、退職手当金に関係しない福利事業のための掛金に関する事項が規定されているので、これも併せて削除するものでございます。それでは新旧対照表でございしますが、こちらの第3条の(1)です。こちらは条文の整理ということで、雇用より1年未満これは退職金を支給しないということですが、これについては雇用期間が1年未満の臨時の雇用員と文言を変えたものでございます。それから第4条の見出しの出資金・掛金の負担区分というものを出資金の負担区分と変更するものでございます。同時に第4条の本文の中の職員各人に対する出資金・掛金の「・掛金」を削除するものでございます。また、第4条の(1)会員出資金はとありまして1,000分の40という数値表記から文言表記の会員出資金率と変更するものでございます。(2)は変更ありません。(3)についても職員出資金は1,000分の16とあるものを職員出資金率と変更するものでございます。(4)につきましてはこれは福利事業の関係の規定でございましてここからは削除するというものでございます。附則として変更後の規則12月1日から実施するというものでございます。以上です。

議長 只今事務局から説明がありましたが議案第3号は中ほどに書いてある通りに変更するというものでございますので、何か質問ございますか。

理事全員 なし。

議長 ありがとうございます。それでは議案第3号は承認されたものといたします。議案はすべて終了しましたが全体を通して何か質問等ございますか。

理事全員 ありません。

議長 それでは次に進みます。協議第1号予算外の固定資産及び物品の購入についてご説明をお願いします。

協議第1号 予算外の固定資産及び物品の購入について

事務局長 それでは議案書の最後のページですが、協議第1号予算外の固定資産及び物品の購入についてでございます。ちょっと読ませていただきます。新型コロナウイルス感染症予防に関連した緊急対策として、豊浦町から、福祉活動を進める上での予防対策に必要な機器等の整備に要する財源の配分がありましたので、下記のとおり購入することとしたいので承認を求めるものでございます。なお、予算の補正については、評議員会決議事項であることから、次回評議員会今の時点では3月になりますが、次回の評議員会及び直前の理事会に提出することでご了承をお願いしたいと思います。それでは事業の名称は省略いたしまして交付金の総額ですが582,000円の交付金の配分がございました。それに基づきまして今購入を予定しておりますのが、空気清浄機こちらについては室内換気のため、空気の清浄のためなのですが、夏の期間は窓を開けて換気することで対応することができたのですが、冬場はどうしてもそうもいかないということからプラズマクラスターを搭載した空気清浄機を購入する事としております。台数は4台となっておりますが、予算の関係上その後変更がありまして3台としております。こちらは固定資産の取得になりますので補正予算が必要になるかなと思います。次に非接触型の体温計でございます。こちらは今日も皆さん方のおでこで体温を測らせていただきましたけども、これをさらに2台追加して、色々な場面で使いたいと。また、必要な場合には貸し出しもしたいということで2台の購入を予定しております。後は消耗品関係でマスクゴム手袋フェイスシールド、それから消毒液ハンドソープ、それから卓上アクリル板。相談に見えた時にテーブルをはさんで向かい合って話す場面もありますから

一応アクリル板を挟んで対応したいなということで3台分を予定しております。その他必要な物品ということで56,000円程予算をいただいておりますので、この後町から正式な決定通知がありましたら順次購入をしていきたいと思っております。以上です。

議長 今説明をいただきましたとおり、これは国の事業で各市町村に新型コロナウイルス感染予防の交付金を交付しております中で、豊浦町では社会福祉協議会に582,000円を交付するということが今来ているものですが、今現在評議員会だとか理事会が簡単に開けない状態にありますので、多分これは豊浦町から来ると思っておりますので、すぐこういうものの購入に充てたいと思っておりますので、皆さんと協議したいという関係ですが、どうですか皆さん。

理事全員 よろしいです。

議長 ありがとうございます。ということで豊浦町から交付金が決定してきた段階で購入したいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。今日の報告と議案の中で何か意見等ありませんか。

理事全員 ありません。

議長 無いようでしたら今後の予定の説明をお願いします。

その他

事務局長

それでは議案書の1ページに戻っていただきたいと思っております。その他の事項といたしまして、今後の会議行事等の予定ですが、この①②の全道社協監事研修・役員研修来月の5、6日札幌で開催されますが、当初河合監事さんと栗山副会長と私の3人で1泊2日で出席する予定でしたが、ここ数日の札幌の感染者の状況を見ますと、ちょっと臆病風に吹かれて遠慮した方が良くかなということで、私が第1号になるのも恥ずかしいなということでキャンセルをいたしました。③の地域支え合いに関する勉強会。これは地域支え合いまちづくり委員会の主催事業ですが、こちらについては来月の12日、それから12月の3日、14日の3回に分けて大体1回につきこれまで地域勉強会をやった3つから4つの自治会を対象に集まってその後の状況の振り返りだとか、今後また取り組むべきことの話し合い、勉強会をしていただくということにしております。それから歳末慰問金の配布ですが、こちらは共同募金会の所管業務になりますが、12月の24日頃に向けて配分委員会の議決を得てそれぞれご家庭に配布する予定です。⑤のおせち料理の配布については例年12月30日に行っておりまして、80歳以上の独居あるいは料理の作れないご家庭におせち料理を配布する。こちらについては民生委員さんに大変なご協力をいただいておりますのでございます。福祉関連物品の寄贈收受でございますが、この度北海道社協を通じまして一般社団法人生命保険協会苫小牧協会から福祉関連事業に使用する機材の寄付の申出もございました。これについては苫小牧協会の管内の市町村に順番に寄付しておりまして、今回はたまたま豊浦町が当たったということで20万円以内ということで、色々検討いたしました。次の物品を申し込みましたということで、サーモマネージャーというスタンド式の検温器ですが、画面がありそこに顔を映すと体温が測られるという検温器を2台購入することにしておりまして、20万円を若干切るくらいの値段になっております。これについては町内の業者さんにこの苫小牧協会から発注されるということで、近いうちに来るのではないかと思います。本当は今日使いたかったのですが、間に合わなかったということで、入ったらぜひとも皆さん使いに来ていただけたらと思います。ということです、以上です。

議長 ありがとうございます。後全体を通して何かありますか。

理事全員 ありません。

議長 無いようでしたら以上になります。皆さんお疲れさまでした。

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

代 理
会 長 副会長

会議録署名人

監 事

議事録調整者

調 整 者
